

# 大野市地域安全克雪方針策定協議会設置要綱

(告示第69号)

## (設置)

第1条 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱（令和3年12月20日付け国国地第51号）第3条の規定に基づき、大野市地域安全克雪方針（以下「克雪方針」という。）を策定するため、大野市地域安全克雪方針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 克雪方針の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、克雪方針の策定に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から克雪方針の策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、地域づくり部防災防犯課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。